

中部トラック総合研修センター

受講者募集中！！

「輸送の安全確保」の実現に向けて
～関係法令等の基礎知識を習得し、物流の安全管理のエキスパートを目指す～
安全担当者のための講座

第24期（令和2年度）

物流安全管理士講座

- 多彩な講師陣による5ヶ月全10回のカリキュラム
- 愛知県のみならず県外からも安全担当者が参加
- 一般社団法人愛知県トラック協会認定「物流安全管理士」資格を授与



申込期日6月1日まで
定員60名(定員に達し次第、終了します。)



詳しくは、愛ト協Webページ、令和2年度版研修総合ガイドまたは、QRコードにてアクセスしてご覧ください。

「スピードダウン! ゆっくり走ろう! 運動」実施中!!



一般社団法人
愛知県トラック協会

<https://ssl.aitokyo.jp>

◆ 第6回 理事会 第11回 常任理事会 …… 1	◆ 公益社団法人 全日本トラック協会 ドライバー等安全教育訓練助成 制度 (令和2年度) のご案内 … 23
◆ 新入会員 …… 5	◆ 令和2年度「トラック・ セーフティ・ラリー」のご案内 … 25
◆ 会員事業者名称等変更 …… 5	◆ 令和元年度「交通安全表彰」 について … 29
◆ 新型コロナウイルスQ & A …… 6	◆ 業務課からのお知らせ …… 33
◆ 過積載運行の防止等について … 7	◆ 軽油価格調査 …… 34
◆ 支部だより …… 12	◆ 愛知県内在籍自動車数 …… 35
◆ 事故原因分析スキルアップ研修 結果報告 … 14	◆ 一般貨物自動車の 増減車動向について …… 36
◆ 中小トラック運送事業者のための IT活用セミナー開催結果報告 … 14	◆ 支部行事 …… 37
◆ 60分でわかる重大事故セミナー 結果報告 … 15	◆ 新型コロナウイルスに係る 予防・まん延防止の徹底について … 37
◆ 令和元年度経営革新セミナー 開催結果報告 … 15	◆ 委員会・部会活動状況 …… 38
◆ 令和元年度 第2回 適正化セミナーを開催 …… 16	◆ 青年部会 …… 39 令和元年度 (公社) 全日本トラック協会青年部会 全国大会へ参加
◆ 「令和元年度 第3回 改善基準告示研修会」を開催 … 17	◆ 女性部会 …… 40 令和元年度第2回中部ブロック研修会開催
◆ 「令和元年度 第3回適正化事業 フォローアップ研修会」並びに 「令和元年度 第3回新規許可 事業者研修会」を開催 … 18	◆ 陸 災 防 …… 41 第36回陸上貨物運送事業労働災害防止大会の開催
◆ 適正化事業に係る指導結果 … 19	◆ 東京2020オリンピック・パラリンピック 東京圏の混雑緩和にご協力下さい … 43
◆ 巡回実施時の輸送量・運賃収受 に関わるアンケート調査結果 … 20	

第 6 回 理 事 会

第 11 回 常 任 理 事 会

令和 2 年 2 月 20 日 (木) 10 時 30 分 から 愛知県トラック会館 で開催

(審 議 事 項)

1. 総務委員会からの答申について

(1) 近代化基金運営専門委員会からの答申について

守山経理担当課長より資料 (㊟審議 1) に基づき、説明した。

1. 第 48 回近代化基金融資申込みについて

1 月 — 1 件 12,930 千円 —

2 月 — 0 件 —

2. 第 9 回 ポスト新長期規制適合車導入に係る近代化基金融資申込みについて

1 月 — 2 件 54,920 千円 —

2 月 — 5 件 95,520 千円 —

議長は議場に諮り原案通り承認された。

(2) 令和元年度交付金事業計画変更 (案) について

長谷川交付金担当課長より資料 (㊟審議 2) に基づき、説明した。※別紙 1 参照

議長は議場に諮り原案通り承認された。

(3) 第 13 回通常総会提出議案について

長谷川総務課長より資料 (㊟審議 3) に基づき、説明した。

第 1 号議案 令和 2 年度事業計画の承認について

第 2 号議案 令和 2 年度運輸事業振興助成交付金に係る事業計画及び資金計画の承認申請について

第 3 号議案 令和 2 年度収支予算の承認について

議長は議場に諮り原案通り承認された。

(4) 令和 2 年度事業計画 (案) について

中川総務部長より資料 (㊟審議 4) に基づき、説明した。

(基本方針)

本年度は、若年・女性労働力等人材確保事業の更なる充実に努めるとともに、運転者及び各社社員の労働条件や労働環境の改善等働き方改革を重視した「運転者職場環境良好度認証制度 (ホワイト経営)」の周知及び取得支援に積極的に取り組む。また、『事業用自動車総合安全プラン 2020』

の推進による交通事故の削減、貨物自動車運送事業法の改正に伴い、その周知と理解促進に努めるほか、事業継続計画（BCP）に基づく緊急物資輸送体制の整備に向けた諸対策を推進するため、次の重点施策を全会員の理解と参加により取り組む。

（脇田理事）

「運転中の携帯・スマートフォンの使用禁止の徹底」について、具体的施策を追記願いたい。

（甘田業務部長）

承知した。

原案の一部修正を行い、第13回通常総会へ提出することとなった。

（5）令和2年度交付金事業計画及び資金計画の承認申請（案）について
露木財務室長より資料（○総審議5）に基づき、説明した。※別紙2参照
（概要）

令和2年度運輸事業振興助成交付金 交付申請額 1,328,844,000円

議長は議場に諮り原案通り承認された。

（6）令和2年度収支予算（案）について
露木財務室長より資料（○総審議6）に基づき、説明した。※別紙3参照

議長は議場に諮り原案通り承認された。

（7）事務局組織規程の改正（案）について
中川総務部長より資料（○総審議7）に基づき、説明した。
（概要）

■認定業務に特化した部署の創設

国土交通省では、自動車運送事業の安全を確保するため、各事業者に対して運転者による適性診断の受診及び運行管理者による指導講習の受講を求めており、平成22年度の行政刷新会議をふまえ、民間参入を促進してきた。この業務実施者として、平成25年度に当協会も認定を受け、これ以降、中部トラック総合研修センターに一定の設備投資を行い、研修課所管において認定業務を実施してきたところである。

しかし、運営当初より適性診断の受診者拡大が課題となっており、これまでカウンセラー資格の取得促進や他の認定機関における経験者採用、また平成30年度からは自動車事故対策機構（NASVA）のナスバネットを本格導入する等の対策を講じてきたが、課題の解決に向けて、今後は受診可能エリアの拡大が要検討事項となっている。

このため、現在、中部トラック総合研修センター（みよし市）でのみ実施している認定事業について、今後、県内各地のトラック輸送サービスセンターやトラック会館においても受診可能な体制を整備（設備投資や人材育成）し、事業者の利便性向上と一層の安全対策を図るべく、新たに従来の研修業務と分離し、認定事業単独の部署〔安全指導課を創設〕し、準備・計画に努める。

■届出教習所事業の休止に伴う整理統合

令和元年度を以て、届出教習所事業を休止することに伴い、事業開始当初に愛知県公安委員会より事業運営にあたって単独設置が求められていた[運転実技指導課を研修部研修課に統合]し、人材の有効活用を図る。

■近代化基金運営の所管移管

平成30年度の組織改編時に[近代化基金運營業務]を財務室所管としているが、室内の担当を見直したことから、今後、[経理担当]にて担務する。

議長は議場に諮り原案通り承認された。

(8) 人事管理規程の改正(案)について

長谷川総務課長より資料(○総審議8)に基づき、説明した。

(概要)

現行規程は、『当人の評価と上司の評価の差異(ズレ)を擦り合わせる仕組みがないこと』『評価幅が実質的には三段階であったため、中央化する傾向にあること』により、職員への評価のフィードバックが難しく、モチベーション向上に繋がりにくい課題があった。

考課のメリハリをつけ、新しい課題への主体的取り組みを促進するため、

- ①自己評価を導入した
- ②役職別に評価項目を整理し、求められる要素を明確化した
- ③評価幅を細分化し、評価が中央化する中でも一定の差を設けた
- ④昇給昇格基準に一定の目安を定めた
- ⑤目標管理制度(次長以上)を導入した

議長は議場に諮り原案通り承認された。

2. 研修センター運営委員会からの答申について

上野研修部長より資料(審議2)に基づき、説明した。

(1) 研修センター宿泊施設利用規程の一部変更について

(概要)

宿泊料金はわかりやすい税抜単価に改定また、宿泊管理費は複数社で負担する場合に対応できる単価に改定したい。

(宿泊料)

- ・愛ト協が主催する研修、講座受講における宿泊・・・1人・1泊 5,564円
- ・カスタマイズ研修、施設貸し等における宿泊・・・1人・1泊 5,600円

(宿泊管理費)

- ・カスタマイズ研修、施設貸し等における宿泊・・・1泊 18,600円

(2) 適性診断業務実施規程の一部変更について

(概要)

運転適性診断の受診結果再発行手数料について、NASVAの料金体系を参考に1,000円(税別)から400円(税別)に改定したい。

議長は議場に諮り原案通り承認された。

3. 入退会の承認について

長谷川総務課長より資料（審議3）に基づき説明した。

入会2社 退会1社 令和2年2月20日時点 会員数2,636社

議長は議場に諮り原案通り承認された。

（報告事項）

1. 交通事故情勢について

成田業務課長より、資料(報告1)に基づき、報告した。

【県内事故】（令和2年1月）

集 計 数	月 計			年 計		
	件 数	死 者 数	負 傷 者 数	件 数	死 者 数	負 傷 者 数
発 生 率	2,153	17	2,616	2,153	17	2,616
前 年 比	-237	10	-226	-237	10	-226
増減率(%)	-9.9	142.9	-8.0	-9.9	142.9	-8.0

【事業用トラック】（令和2年1月）

	件数(月)	死者数(月)	件数(年)	死者数(年)
事業用	1	1	1	1
会 員	1	1	1	1
第一原因	0	0	0	0

議長は本日の審議・報告事項が終了したことを確認し、閉会を告げた。

新 入 会 員

支部	名 称	所 在 地	代 表 者	車 両 数			電 話
				大	中	小	
尾東	(株) CFサービス 東海営業所	〒351-0115 埼玉県和光市新倉2-17-41-302 (連) 〒485-0051 小牧市下小針中島3丁目110番	松嶋 禎信	-	4	10	(0568) 65-7631 FAX 65-7632
尾西	G's LOGICOM (株)	〒495-0011 稲沢市祖父江町森上本郷五80-3 (連) 〒494-0008 一宮市東五城字東備前9-1	吉岡 靖裕	28	6	-	(0586) 64-8162 FAX 64-8165

退 会 会 員

支部	名 称	所 在 地
尾西	隆盛物流サービス(有) 名古屋営業所	弥富市

会 員 事 業 者 名 称 等 変 更

受 付	変 更 内 容	支 部	新	旧
2020/1/16	代 表 者 住 所 号 F A X 番 号	第一	株式会社大脇運送店 中西 祐嗣 名古屋市北区中切町一丁目86番地の4 052-911-3226	大脇 裕史 名古屋市北区下飯田町四丁目50番地 052-914-5261
2020/1/30	代 表 者 住 所 号 F A X 番 号	第一	株式会社マルカワ 丸子 正美 名古屋市名東区延珠町1308番地 052-773-3399	丸子 靖 名古屋市名東区延珠町1004 052-771-4797
2020/1/9	事 業 者 名	第二	株式会社ハース・ジャパン	株式会社メディアサポート
2020/1/14	代 表 者 住 所 連 絡 先 住 所	第二	弘立倉庫株式会社 小牧営業所 澤地 守 小牧市大字東田中1362-1 485-0826 小牧市大字東田中1362-1	岡野 純雄 小牧市文津645番地 485-0827 小牧市文津645番地
2020/1/14	連 絡 先 住 所	第三	有限会社ワイエスサービス 455-0075 名古屋市港区正徳町3-96	455-0883 名古屋市港区知多3-316 (有)山本商会運輸部内
2020/1/14	代 表 者	第三	有限会社球磨運輸 高橋 幹生	平松 亨
2020/1/20	代 表 者	第三	株式会社名棧 丸子 正美	後藤 吉男
2020/1/17	休 止 ・ 再 開	第四	有限会社丸信通商 休止	
2020/1/24	代 表 者	第四	株式会社大福 糟谷 信宏	原田 省三
2020/1/6	代 表 者	尾東	藤喜運輸株式会社 高木 通吉	高木 喜由
2020/1/27	代 表 者	尾東	第一貨物株式会社 小牧支店 阿部 淳司	高宮 睦哉
2020/1/6	代 表 者	尾西	株式会社小島運送 大石 貴士	小島 祐二
2020/1/6	事 業 者 名	尾西	株式会社中京サービス	有限会社中京サービス
2020/1/17	事 業 者 住 所 連 絡 先 住 所 電 話 番 号 F A X 番 号	尾西	株式会社翔栄通商 岩倉市北島町エヒスキ18番地 482-0017 岩倉市北島町エヒスキ18番地 0587-84-0817 0587-84-0818	丹羽郡大口町豊田3-2-1 480-0134 丹羽郡大口町豊田3-2-1 0587-94-0158 0587-94-0157
2020/1/27	代 表 者	尾西	八洲重量株式会社 辻 智也	辻 賢三
2020/1/15	F A X 番 号	東三	有限会社川上商店 0564-64-7184	0564-55-1238

新型コロナウイルスQ&A

令和2年2月22日時点版

心配な時には

Q1 風邪のような症状があり心配です。どうしたらいいですか？

A 発熱などの風邪の症状があるときは、学校や会社を休むなど、外出を控えてください。毎日体温を測定して記録しましょう。

Q3 最寄りの保健所等(帰国者・接触者相談センター)に相談するとどうなりますか？

A 電話での相談を踏まえて、感染の疑いがある場合には、必要に応じて、新型コロナウイルス感染症患者の診察ができる「帰国者・接触者外来」を確実に受診できるよう調整します。

予防について

Q4 新型コロナウイルスにはどうやって感染しますか？

A 現時点では、飛沫感染と接触感染の2つが考えられます。

- ① 感染者のくしゃみや咳、つばなどの飛沫による「飛沫感染」
- ② ウイルスに触れた手で口や鼻を触ることによる「接触感染」

医療機関を受診するとき

Q6 医療機関を受診するときに気を付けることはありますか？

A 複数の医療機関を受診せず、「帰国者・接触者相談センター」等から紹介された医療機関(「帰国者・接触者外来」など)を受診してください。受診するときは、マスクを着用し、手洗いや咳エチケットを徹底してください。

Q2 感染したかも?と思ったらどうしたらいいですか？



A 以下の場合には、最寄りの保健所等にある「帰国者・接触者相談センター」に電話で相談しましょう。

- ① 風邪の症状や37.5度以上の熱が4日以上続く
- ② 強いだるさや息苦しさがある



・重症化しやすい高齢者や基礎疾患がある方に加えて、念のため妊婦さんは、こうした状態が2日程度続いたら相談しましょう。

・症状がこの基準に満たない場合には、かかりつけ医や近隣の医療機関にご相談ください。

Q5 感染予防のためにできることはなんですか？

A 以下のことを心がけましょう。

- ① 石鹸やアルコール消毒液などによる手洗い
- ② 正しいマスクの着用を含む咳エチケット
- ③ 高齢者や持病のある方は公共交通機関や人込みを避ける

新型コロナウイルスについて

Q7 感染しても症状が出ない人がいますが、その人からも感染しますか？

A 現状では、はっきりしたことはわかっていません。通常、肺炎などを起こすウイルス感染症の場合、症状が最も強く現れる時期に、他者へウイルスをうつす可能性も最も高くなると言われています。



令和2年3月1日

貨物自動車運送事業者（各位）

愛知県過積載防止対策連絡会議

愛 知 県
愛 知 県 警 察 本 部
中部地方整備局名古屋国道事務所
中 日 本 高 速 道 路 (株) 名 古 屋 支 社
中 部 運 輸 局 愛 知 運 輸 支 局
独立行政法人自動車技術総合機構中部検査部

過積載運行の防止等について（お願い）

平素は運輸・道路行政に対し格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、トラック運送事業は国内貨物輸送の約9割を占め、我が国の産業・経済の発展、災害時の物資輸送に至るまで、国民生活に必要不可欠な事業として大きく貢献しているところであります。また、各事業者は運転者不足が深刻な中であつても荷主の皆様へのニーズに迅速かつ確実に対応するため、日々最大限の努力をしております。

一方で、一昨年9月には、千葉県で3名の方が亡くなるトラック横転事故が発生しました。当時トラックには最大積載量を大きく超える貨物を積載していたということで、運転者、事業者のみならず、荷主についても、書類送検されたという報道もされました。自動車の最大積載量を超過して違法に貨物を運送する「過積載運行」や、道路管理者から通行許可を受けずに高速道路、一般国道等道路法上の道路を一般的制限値を超過して運行する「車両制限令違反」は、過大な重量による制動力やハンドリング能力の低下から交通事故を引き起こす危険性が極めて高く、死傷者を伴う重大事故の要因や、道路・橋梁を損壊する原因ともなります。また、車両コストの増大と燃費の低下を招くなど、環境整備の阻害要因となっております。

このため、道路交通法や道路法等では、過積載運行に関し、運転者ばかりでなく自動車の使用者や荷主に対し、現地での減積等再発防止命令の規定や罰則が定められ、通達により告発もおこなわれます。さらに、国土交通省等におきましても、荷主の皆様に対し再発防止協力要請書を交付するなどして、過積載運行の防止に努めているところであり、運送事業者に対しても、過積載運行を含む輸送の安全の低下に直結する法令違反に対する行政処分基準の見直し、強化を図ってきたところです。

過積載運行の防止等は、トラック運送事業者の基本的遵守義務であるとともに、輸送の安全確保や輸送秩序の維持を図る上で重要な課題であり、運送事業者自らが法令を遵守する自覚が第一であります。なおいっそうの過積載運行の排除を進めるためには、荷主の皆様のさらなるご理解とご協力をいただくことが不可欠であります。

つきましては、貴殿（社）におかれましても以上のような趣旨を十分にご認識のうえ、荷主との連携を密にして過積載運行の排除に努めていただきますようお願い申し上げます。

問 合 せ 先
(事務局)

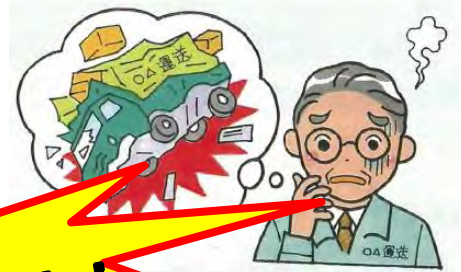
名古屋市中川区北江町1丁目1-2
中部運輸局愛知運輸支局 輸送・監査担当
電話 052-351-5313

過積載 しない させない 許さない

●重大事故の原因になります。



●重大事故を引き起こすと事業経営に重い負担となります。



過積載運行は・・・

●車両コスト増大と燃費低下につながります。



●環境、道路に悪い影響をあたえます。



愛知県過積載防止対策連絡会議

- ◎愛知県 ◎愛知県警察本部 ◎中部地方整備局名古屋国道事務所
- ◎中日本高速道路株式会社名古屋支社 ◎中部運輸局愛知運輸支局
- ◎独立行政法人自動車技術総合機構中部検査部

過積載運行をすると・・・

荷主さん

荷主の関与が判明すると
荷主名が公表されます



- ①過積載車両の運送の要求等の禁止（道路交通法）
警察署長から過積載の「再発防止命令」が出されます。
また、これに違反すると、**6ヶ月以下の懲役又は10万円以下の罰金**が科せられます。
- ②協力要請書、警告書及び荷主勧告の発動（貨物自動車運送事業法）
過積載運行の再発防止等のための協力要請書を発出します。
荷主の主體的な関与が認められる場合、**荷主名が公表**されます。

運送事業者さん

運行管理者の資格取消や事業許可取消に
つながり、社会的信用が失われます



- ①自動車使用者に対する主な処分（道路交通法）
過積載運転に係る自動車の使用制限処分になります。
また、これに違反すると、**6ヶ月以下の懲役又は10万円以下の罰金**が科せられます。
- ②トラック運送事業者に対する処分基準（貨物自動車運送事業法）
車両停止処分（過積割合による）になります。
悪質な場合は、**事業許可の取消、運行管理者の資格取消の処分**もあります。

過積載の程度	初違反	再違反
5割未満	10日車	20日車
5割以上10割未満	20日車	40日車
10割以上	30日車	60日車



運転手さん

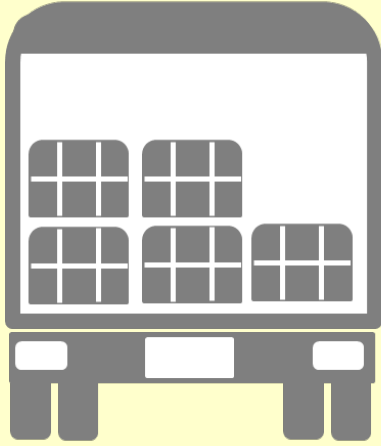
違反点数・反則金のほかに、事故を起こすと
民事訴訟で損害賠償責任が生じる場合も

過積載に係る運転者に対する罰則

過積載の程度	大型車・中型車		普通車	
	点数	罰金又は反則金	点数	罰金又は反則金
10割以上	6点	罰金	3点	35,000円
5割以上10割未満	3点	40,000円	2点	30,000円
5割未満	2点	30,000円	1点	25,000円

6点以上は
免許停止

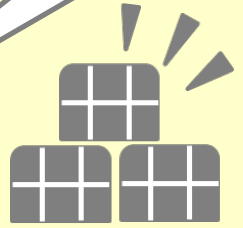
荷主のみなさん！ 無理なお願いしていませんか？



積んでしまうと
あそこの橋が渡れないな・・・



あれも一緒にお願い。
まだ**最大積載量**まで
積んでないでしょ？



ダメならばもう、
お宅とは **おしまい**
だよ？



大型車通行適正化に向けた
中部地域連絡協議会の取り組み

荷主のみなさん、ご存知でしたか？
「知らなかった。」では済まされない！
許可重量の超過は、無許可となり犯罪です。

道路法 第47条 第2項
同法 第104条

罰金
100万円以下

特車取締りにおいて違反があった場合、違反者に対し荷主情報の聴取を行います。

大型車通行適正化に向けた中部地域連絡協議会

東海商工会議所連合会・(一社)中部経済連合会・(一社)愛知県トラック協会・
(一社)岐阜県トラック協会・(一社)三重県トラック協会・(一社)静岡県トラック協会・
愛知県警察・岐阜県警察・三重県警察・静岡県警察・愛知県・岐阜県・三重県・
静岡県・名古屋市・静岡市・浜松市・名古屋高速道路公社・中日本高速道路(株)
・国土交通省中部運輸局・中部地方整備局

事務局：
国土交通省
中部地方整備局
TEL:052-953-8178

適正重量を守って通行しましょう

『積める重さ』と『運べる重さ』は違います！

道路運送車両法

～車両を守るためのルール～

『**積める重さ**』 = **最大積載量**

- ◆最大積載量は、車検証に記載された、車両が安全に走行するために積載できる荷物の限度重量です。最大積載量を超える荷物は積むことができません。
- ◆車両総重量は、荷物を積んだ状態での重さです。

車両総重量 = 車両重量 + 乗車定員の重量 + **最大積載量**

(これらの数値は車検証に記載されています。)



道路法

～道路を守るためのルール～

『**運べる重さ**』 = **車両総重量**

- ◆橋など道路を守るため、車両総重量に制限があります。

通行経路によっては最大積載量の荷物を積むことが出来ません。

- ◆重量制限を超える車両を通行させる場合には特車通行許可が必要です。



例えば

橋の重量制限が20トンの場合、車両総重量（車両+乗車定員+積み荷の合計）が20トンを超える車は通行できません。

支部だより

01 行事

支部	開催日	場所	内容
第一	2月20日	名古屋ガーデンパレス	TSR認定証授与式・支部セミナー
第四	2月4日	ナゴヤ球場駐車場	名古屋西部ブロック緊急出発式



第一 名古屋ガーデンパレス



第四 ナゴヤ球場駐車場

02 立哨活動

支部	開催日	場所	内容
第一	2月17日	栄広場	交通事故防止合同啓発活動
第二	2月20日	熱田駅前交差点	シートベルト・チャイルドシート関所を実施した。



第一 栄広場



第二 熱田駅前交差点

支 部	開催日	場 所	タイトル	内 容
第 二	2月21日	愛知県トラック会館	交通安全講習会	講師に瑞穂警察署 山下交通課長を迎え、講習を行った。
第 三	2月26日	愛知県トラック会館	労働問題講習会	講師に名古屋南労働基準監督署 第四方面主任監督官 村木 豊氏 愛知県トラック協会 通正化事業部次長 立川英樹氏を迎え、講習を行った。
尾 東	2月3日	グリーンパレス春日井	労働セミナー	労働基準監督署の担当職員3名を迎え、労務に関する講習を行った。
尾 西	2月21日	ザ・グランドティアラ	あきらめなければ道は拓ける 朝の来ない夜はない～負債40億円からの挑戦～	講師に湯澤剛氏を迎え、経営について講演を行った。
知 多	2月15日	南部センター	交通安全講習会	講師にLps安全企画 町田代表を迎え、交通安全講習を行った。
西 三	2月14日	西三河トラック輸送サービスセンター	安城青年部セミナー	岡崎通運株式会社山田課長を迎え、「尊ぶべき人命第一 岡崎通運の従業員教育」をテーマに講習を行った。
	2月18日	西三河トラック輸送サービスセンター	煽り運転防止セミナー	三井住友海上保険株式会社早川様を迎え、アンガーマネジメントについての講習を行った。
東 三	2月8日	蒲郡商工会議所	交通安全研修会	蒲郡警察署の竹内交通課長を迎え交通安全研修を行った。
	2月8日	東三貨物事業協同組合	交通安全研修会	設楽警察署の村田交通課長を迎え交通安全研修を行った。
	2月28日	豊川市桜ヶ丘ミュージアム	交通安全研修会	豊川警察署交通課の河原係長を迎え交通安全研修を行った。



第二 愛知県トラック会館



第三 愛知県トラック会館



尾東 グリーンパレス春日井



尾西 ザ・グランドティアラ



知多 南部センター



西三 西三河トラック輸送サービスセンター



西三 西三河トラック輸送サービスセンター



東三 蒲郡商工会議所



東三 東三貨物事業協同組合



東三 豊川市桜ヶ丘ミュージアム

事故原因分析スキルアップ研修結果報告

1月29日(水)愛知県トラック会館5階ホールにおいて、経営者・管理者向け 事故防止セミナー「事故原因分析スキルアップ研修」を開催し、111名が参加しました。当日は、東京海上日動リスクコンサルティング(株) 運輸・モビリティ本部 主任研究員 川本拓馬氏より、多面的に事故原因分析する際のポイントや落とし穴についてご講演をいただき、その後グループに分かれて事故原因分析し、発表を行いました。



川本拓馬氏



会場の様子

中小トラック運送事業者のためのIT活用セミナー 開催結果報告

2月4日(火)愛知県トラック会館5階ホールにおいて、「中小トラック運送事業者のためのIT活用セミナー」を開催し、43名が参加しました。セミナーは(公社)全日本トラック協会との共催となっており、当日は、全ト協専任講師の近代経営システム研究所 代表 森高弘純氏より、適正運賃・料金の収受や労働環境改善を図るための原価計算について、ご講演をいただきました。



仙石恵一氏



会場の様子

60分でわかる重大事故セミナー結果報告

2月12日（水）愛知県トラック会館5階ホールにおいて、「60分で分かるトラック重大事故対策セミナー」を開催し、99名が参加しました。当日は、東京海上日動リスクコンサルティング(株)運輸・モビリティ本部 主席研究員 床尾あかね氏より、ドライブレコーダの映像を活用して、重大事故の特徴や対策について解説をしていただき、その後グループでの情報交換をおこないました。



講演の様子



会場の様子

令和元年度経営革新セミナー 開催結果報告

2月17日（月）名古屋国際会議場4階レセプションホールにおいて「令和元年度経営革新セミナー」を開催し、151名が参加しました。本セミナーは、Kein物流改善研究所代表・ロジスティクスコンサルタント 仙石恵一氏を招聘し、人材不足という課題に荷主と連携し生産性向上を目指すための講演をいただきました。



仙石恵一氏



会場の様子

令和元年度 第2回 適正化セミナーを開催

令和2年1月30日（木）名古屋国際会議場 レセプションホールにおいて「第2回適正化セミナー」を開催しました。

長時間労働の是正等の働き方改革に取り組む事業者（「ホワイト経営」に取り組む事業者）を認証する制度について説明をいただきました。

- 「運転者職場環境良好度認証制度の創設経緯について」

一般社団法人日本海事協会 環境部 主管 成瀬 健 氏

- 「運転者職場環境良好度認証制度について」

三井住友海上火災保険株式会社 三井住友海上経営サポーターセンター
経営リスクアドバイザー 早川 一郎 氏



セミナーの様子

「令和元年度 第3回 改善基準告示研修会」を開催

愛知県貨物自動車運送適正化事業実施機関

令和2年2月4日（火）、中部トラック総合研修センターにおいて、令和元年10月から令和元年12月に巡回指導を実施した事業者を対象に改善基準告示研修会を開催し、47社56名が参加しました。

第一部は、愛知労働局 労働基準部監督課 特別司法監督官 久保木絵津子 氏を講師に招き、トラック運転者の労働時間等の改善基準告示や、過重労働対策、健康診断の事後措置等、トラック運転者の労務管理を行う上での留意事項について講説がありました。また、第二部は適正化事業実施機関より最近の法令改正について解説しました。

* 改善告示研修会とは…

「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（改善基準告示）」について、巡回指導において指導事項があった事業者を対象とし、愛知労働局の協力のもと、拘束時間及び休息時間など法令遵守の更なる徹底を図るために、労務管理並びに関係法令の詳細な解説・アドバイス等を行う研修会です。



愛知労働局 労働基準部監督課
特別司法監督官 久保木絵津子氏



講義中の様子

『令和元年度 第3回 適正化事業フォローアップ研修会』並びに 『令和元年度 第3回 新規許可事業者研修会』を開催

愛知県貨物自動車運送適正化事業実施機関

令和2年2月13日（木）、中部トラック総合研修センターにおいて、適正化事業フォローアップ研修会並びに新規許可事業者研修会を開催し、62社81名（適正化事業フォローアップ研修会：44社53名、新規許可事業者研修会：18社28名）が参加しました。

第1部は、適正化事業実施機関より、点呼記録簿をはじめとする各種帳票類の作成・管理方法について、根拠法令の解説を交えて説明をしたほか、改善基準告示の内容における拘束時間と休息時間の適切な管理方法について解説しました。

第2部は、愛知運輸支局の担当官、中部運輸局の担当官を講師に招き、輸送の安全確保について講説がありました。

〔愛知運輸支局 輸送・監査担当 杉本専門官〕

監査・行政処分の概要をはじめ、トラック運送事業者によく見受けられる法令違反項目のほか、貨物自動車運送事業法の改正内容（車両の増減に関する制度の変更等）について説明。



〔愛知運輸支局 保安担当 前田専門官〕

「事業用自動車総合安全プラン2020」に基づく中部運輸局管内の取組事例のほか、車両の点検整備の重要性について説明。

* 適正化事業フォローアップ研修会とは…

令和元年8月から令和元年12月の巡回指導において指摘事項があった事業者を対象とし、コンプライアンスの更なる徹底を図るため、帳票類の管理方法並びに関係法令の詳細な解説・アドバイス等を行う研修会です。

* 新規許可事業者研修会とは…

令和元年8月から令和元年12月に運輸開始した新規許可事業者を対象とし、コンプライアンスの更なる徹底を図るため、帳票類の管理方法並びに関係法令の詳細な解説・アドバイス等を行う研修会です。

適正化事業に係る指導結果 (令和元年10月～12月)

愛知県貨物自動車運送適正化事業実施機関

- ◆ 当実施機関は貨物自動車運送事業法第39条1項の規定に基づき、トラック協会の会員／非会員問わず全ての貨物自動車運送事業者(所)を対象に、輸送の安全を阻害する行為の防止等に係る法定遵守に関する巡回指導を行っています。令和元年10月から12月における巡回指導実施結果と主な指摘項目は以下のとおりです。

● 巡回件数

巡回件数	通常	新規	特別	霊柩・急便	合計
件数	257	59	4	9	329

- 通常巡回・・・年度計画に基づき実施する巡回指導（Gマーク事業所に係る巡回指導を含む）
- 新規巡回・・・新規許可事業所 又は 事業計画変更認可となった新設事業所に実施する巡回指導
- 特別巡回・・・運輸支局より情報提供 又は 労働局通報による巡回指導

- 総合評価は巡回指導指針に従い、確認した調査項目を母数として、そのうち「適」の占める割合によって評価します。

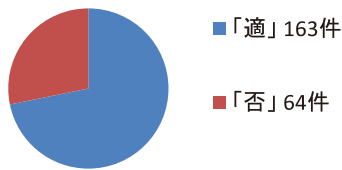
● 総合評価

評価	A	B	C	D	E	その他
件数	201	81	28	4	2	13

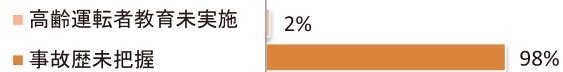
- 「A」 90%以上
- 「B」 80%以上90%未満
- 「C」 70%以上80%未満
- 「D」 60%以上70%未満
- 「E」 60%未満
- 「その他」 指導項目15項目以下

● 指摘件数上位3項目（事業所数）

① 特定運転者指導



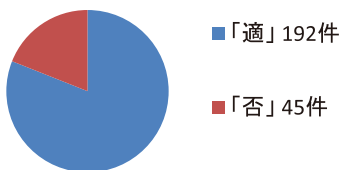
○ 特定運転者指導 否の詳細



要因

- ・全員の記録をセーフティラリーで取得し、雇入れ時は未取得である。
- ・雇入れ時の運転者の事故歴を口頭確認で済ませている。

② 適性診断(初任・適齢)



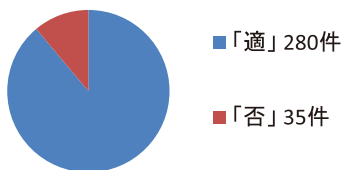
○ 適性診断(初任・適齢) 否の詳細



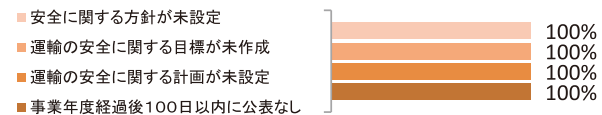
要因

- ・業務を優先し、受診を後回しにしてしまい、その後未受診である。
- ・65歳で受診するが、その後3年ごとの受診を失念していた。

③ 運輸安全マネジメントの実施



○ 運輸安全マネジメントの実施 否の詳細



要因

- ・200両以上の大手事業者のみ取り組むと錯誤していた。

巡回指導時の輸送量・運賃収受等に関する アンケート調査結果 (令和元年 10月～12月)

巡回指導時に実施したアンケート結果は下記の通りです。

■主なアンケート内容：輸送品目、輸送量・運賃収受等の前年比較

○輸送量の増減・運賃収受動向総括表

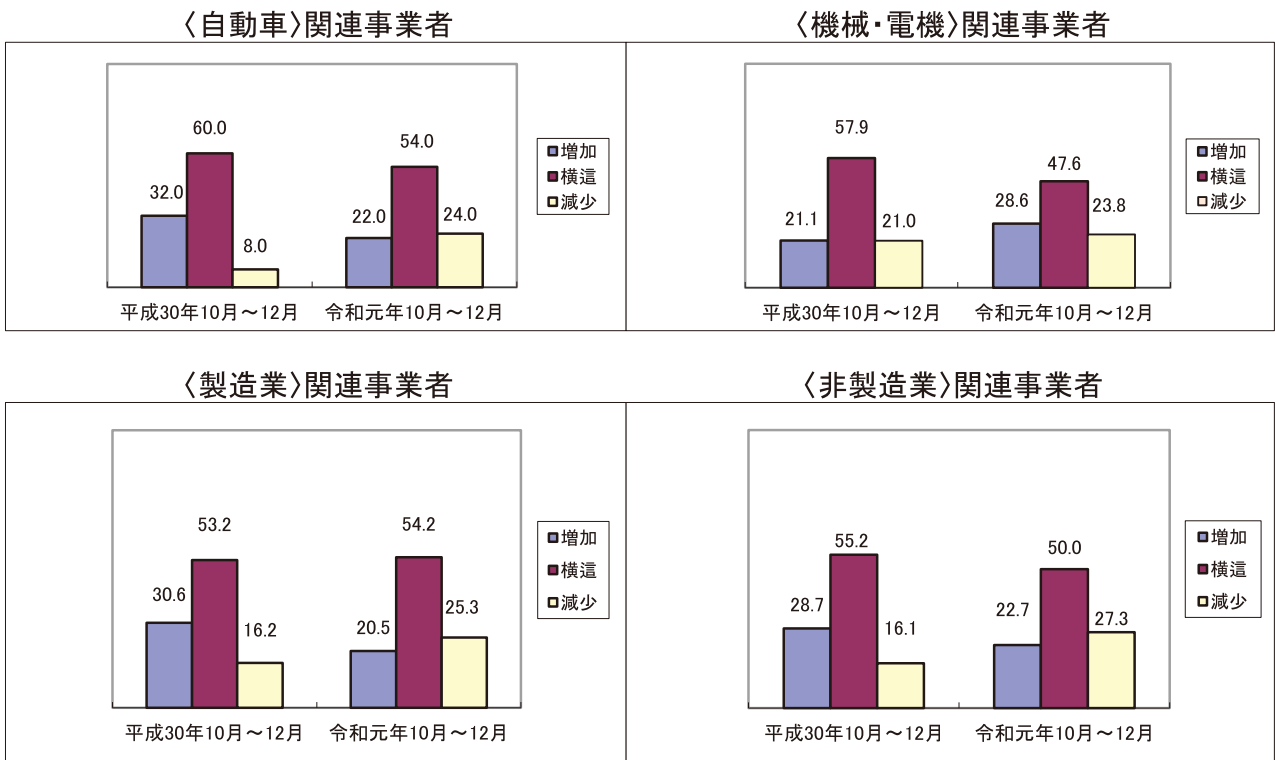
データ 上段：件数（単位＝件）
下段：比率（単位＝％）

荷主別区分				調査件数	輸送量増減			運賃収受		
コード	業種	業種内訳・主な輸送品目	増加		横這	減少	上昇	横這	下降	
製造業	01	食料品	荷主：食品メーカー 加工食品・食材、乳製品、菓子類…その他	42	5	31	6	13	27	2
			100	11.9	73.8	14.3	31	64.3	4.7	
	02	金属 (鉄鋼・非鉄)	荷主：鉄鋼、銅、アルミ、その他金属メーカー 鋼材、銅・アルミ材、鉄鋼二次製品…その他 (製鉄原料、スクラップ等も含む)	16	3	8	5	4	11	1
			100	18.8	50	31.2	25	68.8	6.2	
	03	自動車	荷主：自動車・関連部品メーカー 完成車、部品…その他 (2輪車、重機等も含む)	50	11	27	12	12	38	0
			100	22	54	24	26.5	73.5	0	
	04	機械・電機	荷主：機械・電機メーカー 工作・精密・一般機械 家電・重電・電子機器…その他	21	6	10	5	7	14	0
100			28.6	47.6	23.8	33.3	66.7	0		
05	石油・化学	荷主：石油精製・化学メーカー 軽・重油、ガソリン、油脂 化学薬品、化学繊維、樹脂…その他	22	5	9	8	11	10	1	
		100	22.7	40.9	36.4	50	45.5	4.5		
06	その他製造業	荷主：01～05以外のメーカー全て 紙、繊維、衣料品、家庭用品、家具・什器、 医薬・化粧品、事務用品、玩具…その他	39	9	18	12	7	31	1	
		100	23.1	46.2	30.7	17.9	79.5	2.6		
製造業計				190	39	103	48	54	131	5
				100	20.5	54.2	25.3	28.4	68.9	2.7
非製造業	07	流通・サービス	荷主：百貨店、スーパー、コンビニチェーン 上記で扱うもの全て	0	0	0	0	0	0	0
			0	0	0	0	0	0	0	
	08	建設・土木	荷主：ゼネコン、資材リース、生コン業者 生コン、土石、鉄骨、建設資材、仮設資材、 建設用重機…その他	49	12	26	11	13	34	1
			100	24.5	53.1	22.4	26.5	69.4	4.1	
	09	運輸・倉庫	荷主：陸海運輸、倉庫業者、商社 上記の下請け（扱うもの全て） 海上コンテナ	3	1	0	2	2	1	0
			100	33.3	0	66.7	66.7	33.3	0	
	10	農林・水産	荷主：農・林・水産業者、農・漁協 米・その他穀類、野菜、魚介類、木材…その他	11	1	7	3	2	9	0
100			9.1	63.6	27.3	18.2	81.8	0		
11	廃棄物	荷主：自治体、清掃組合、一般企業 一般・産業廃棄物、し尿…その他	10	3	6	1	2	7	1	
		100	30	60	10	20	70	10		
12	その他非製造業	荷主：新聞、出版、電力、ガス、その他個人・法人 宅配・航空・引越貨物、書籍・印刷物、郵便 石油・LNG・石炭…その他	37	8	16	13	7	28	2	
		100	21.6	43.2	35.2	18.9	75.7	5.4		
非製造業計				110	25	55	30	26	79	4
				100	22.7	50	27.3	23.6	71.8	4.6
全業種合計				300	64	158	78	80	210	9
				100	21.3	52.7	26	26.7	70	3.3

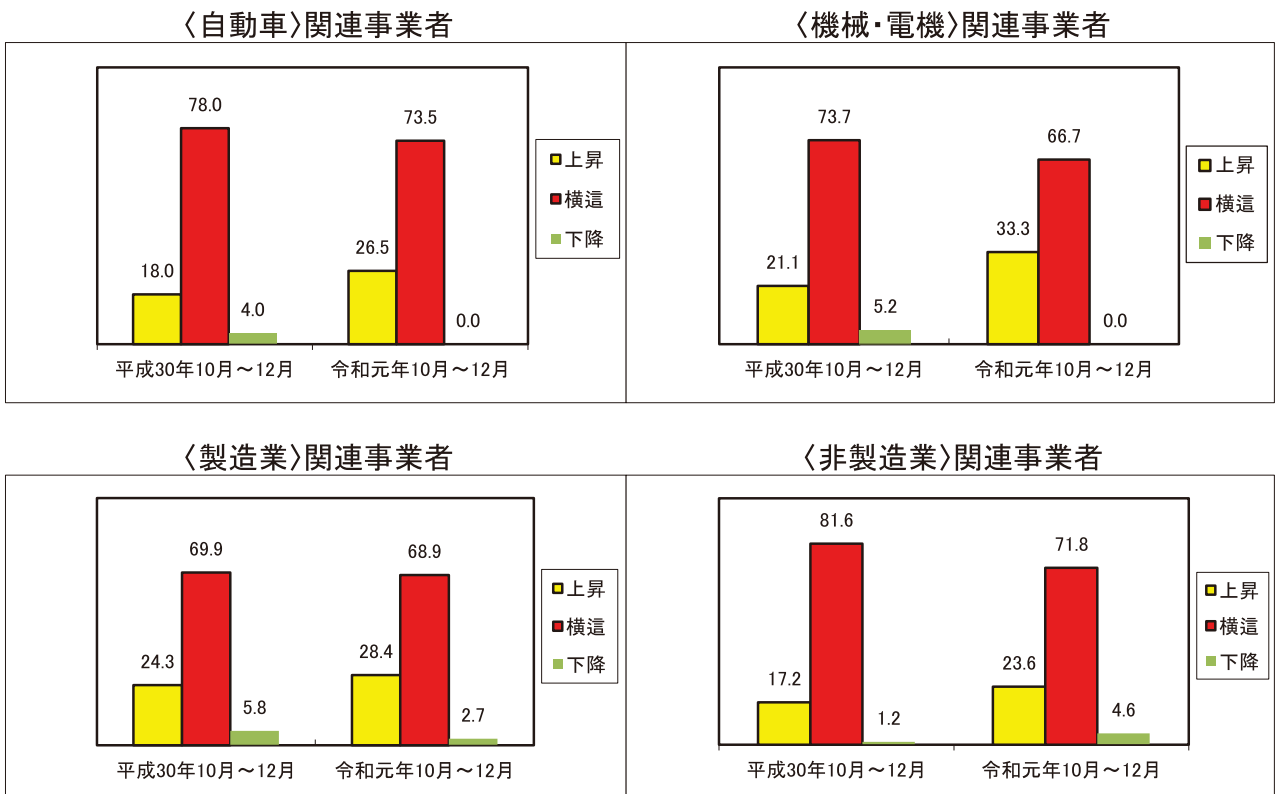
※調査方法：巡回先事業所にて、主要荷主1社を対象に前年同期比を、聞き取りにより確認。

輸送量増減・運賃収受の動向(令和元年10月～12月)

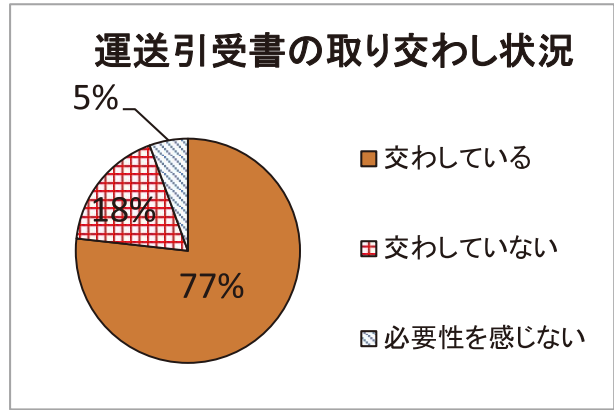
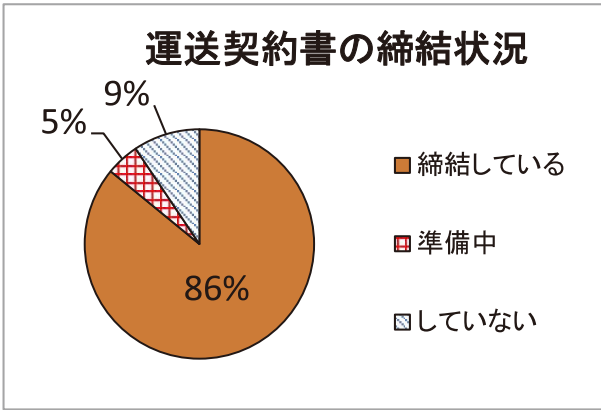
1. 輸送量の増減



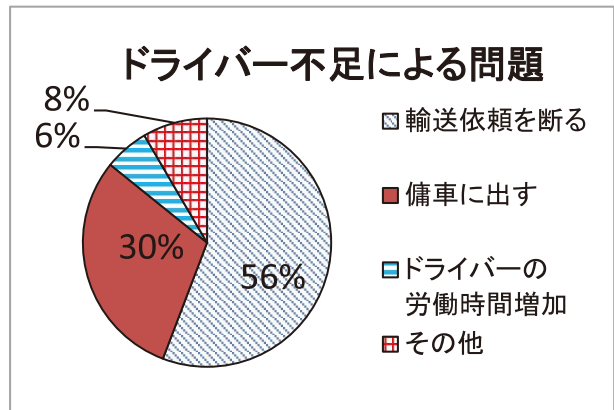
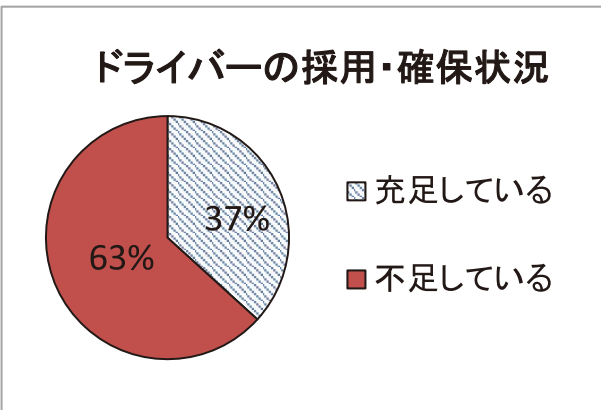
2. 運賃収受



3. 書面化関係



4. ドライバー関係

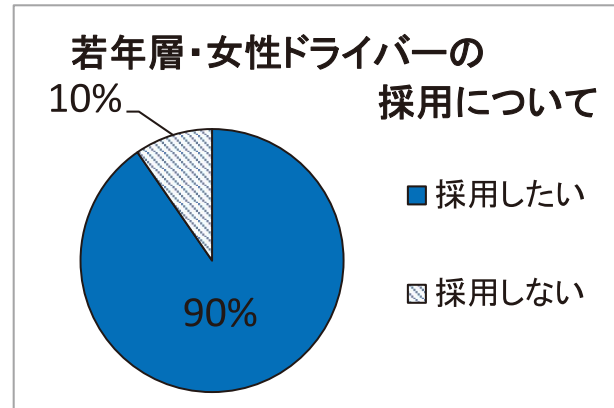
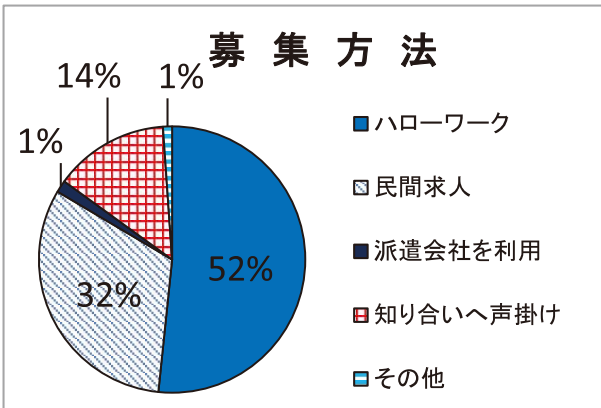


【充足している主な理由】

- ・ 仕事量をドライバー数に合わせ減少させたため。

【不足している主な理由】

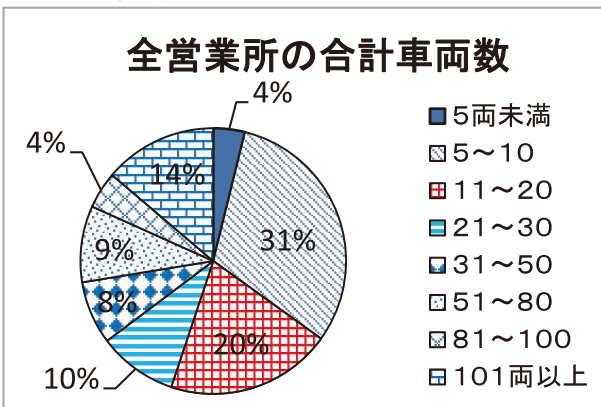
- ・ 募集をかけても応募がないほか、高齢化による退職者の補充ができていないため。



【採用したい主な理由】

- ・ 高齢ドライバーと交代させたい。

5. 車両関係



公益社団法人 全日本トラック協会
ドライバー等安全教育訓練助成制度（令和2年度）のご案内

目的

ドライバーの安全意識や安全運転技術の向上のために、全ト協の指定する総合的な安全教育訓練施設に、ドライバー等を派遣し訓練を実施しようとするトラック事業者に対して助成を行うものです。

対象の施設、研修、日程及び助成金額

愛知県トラック協会中部トラック総合研修センターで実施する初任ドライバー研修等を含む、全国の指定研修施設で実施する研修
(詳細は愛知県トラック協会ホームページをご参照ください。)

対象

愛知県トラック協会に加入している事業者でかつ愛知県内の認可営業所等に雇用、所属されている従業員。

予定実施期間

令和2年4月1日～令和3年3月31日（予算上限に到達次第終了）

注意事項

- ①助成金の予算上限に到達次第、年度内であっても助成は終了となります。
- ②各研修施設に期日までに研修料金を前納して下さい。受講を修了し、所定の手続きを終えた事業者に助成金が支払われます。
- ③より多くの方にご利用いただくため、1年度あたり1事業所につき2名までとします。
- ③研修お申込みの前に愛知県トラック協会中部トラック総合研修センターまで確認のご連絡を下さい。受講後の申請は認められません。
TEL (0561) 36-1010
- ④研修修了後、概ね7日以内に必要書類を郵送して下さい。(FAX不可)
手続きが遅延すると助成を受けられない場合がございます。予めご了承下さい。

お問合せ先 一般社団法人愛知県トラック協会 中部トラック総合研修センター
研修部 運転実技指導課
電 話 0561-36-1010
FAX 0561-36-1210

助成制度のお申込から受給までのながれ

①愛知県トラック協会中部トラック総合研修センターへ助成金予算残高の事前確認をして下さい。TEL (0561) 36-1010



②教育訓練施設へ研修の予約をして下さい。



③ドライバー等安全教育訓練助成申込書（様式1）に必要事項を記入、押印して下さい。



④愛知県トラック協会中部トラック総合研修センターへドライバー等安全教育訓練助成申込書を提出して下さい。



⑤教育訓練施設へ受講料の納入をして下さい。



⑥安全教育訓練（研修等）を受講して下さい。

研修施設から修了証等が授与されます。
訓練を受けた受講者が研修参加報告書（様式3）を作成して下さい。



⑦愛知県トラック協会中部トラック総合研修センターへ必要書類を郵送して下さい。（FAX不可）



⑧愛知県トラック協会中部トラック総合研修センターから全日本トラック協会へ助成金の請求をします。



⑨事業所へ助成金の支給をいたします。※支給時期は四半期ごとになります。

お申込みにあたり準備していただくもの

ア、ドライバー等安全教育訓練助成申込書（様式1）

イ、ドライバー等安全教育訓練実施報告書（様式2）

ウ、研修参加報告書（様式3）

エ、Gマーク事業者はGマーク認定書の写し（有効期限内のもの）

※申込時はア、エの2点を（Gマーク事業所以外はアの1点）を提出してください。

研修終了後に提出していただくもの

ア～エ（上記）に加え

オ、修了証の写し

カ、受講費用を証明できる明細書等の写し

以上5点（もしくは6点）の書類のご記入、押印等をご確認の上、研修受講後概ね7日以内に愛知県トラック協会中部トラック総合研修センター宛に郵送して下さい。（FAX不可）

令和2年度『トラック・セーフティ・ラリー』のご案内

当協会では交通安全意識の高揚を目的として、11年目となる「トラック・セーフティ・ラリー」を実施いたします。

本事業は各会員事業者にて5名1組のチームを編成して頂き、参加者同士の協力のもと実施期間中の無事故・無違反達成を目指すことで、チーム、事業者、各支部、愛知県下全体の交通安全意識を底上げし、事故・違反数の減少を図るものです。

昨年、愛知県の交通事故死者数は全国ワースト2であったものの、本年も交通事故情勢は依然として厳しい状態が続いています。何卒主旨をご理解の上、多数ご参加頂き、無事故・無違反の達成を目標として、交通事故の削減にご協力賜りますようお願い申し上げます。

実施期間	令和2年7月1日～令和2年12月31日までの6ヶ月間
参加方法	<p>愛知県内の事業所に勤務する全従業員（ドライバー、経営者、管理者等含む）が参加できます。</p> <p>1チーム5名（1事業者1チームのみ4名以下のオープン参加が可能）</p> <p>※オープン参加の取扱い</p> <p>①終了後の運転記録証明書等は配付します。</p> <p>②チームが無事故・無違反を達成しても表彰の対象とはなりません。予めご了承ください。</p> <p>※重複して複数チームへ参加することはできません。</p> <p>※県内に複数の「認可営業所」がある場合は、営業所ごとに参加できます。</p> <p>「チームメンバーが協力して無事故・無違反を目指して頂きます」</p>
参加費	無料
申込手順	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>1. 参加申込書 兼 運転記録証明書 交付申請書（別紙） （愛ト協HPからダウンロードできます）</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>お近くの支部又は本部に本通をご持参 またはご郵送にてご提出ください。</p> <p>※提出期限：6月末日</p> <p>※FAX 不可</p> </div> <p style="text-align: center;">申請書は当協会から自動車安全運転センターにまとめて提出します</p>
運転記録 証明書の 発行	<p>※「運転記録証明書」発行手数料は当協会が負担します。</p> <p>ラリー実施期間終了後（令和3年1月以降）、参加者全員に運転記録証明書（1年以上無事故・無違反の方はSDカードも発行）が、会社宛に送付されます。</p> <p>個人に対し発行されるものです。取扱にはご留意願います。</p>
表彰等	<p>○無事故・無違反を達成した事業所に協会長名による認定証を贈呈いたします。（※県内に複数の営業所がある場合は、営業所ごとに認定証を作成することもできますので、申込書へご記入ください。）</p> <p>○各支部より推薦された成績優秀な事業所（3社）に対し県警交通部長及び協会長の連名表彰を贈呈いたします。</p> <p>○その他、特別表彰を実施することがあります。</p> <p>◎ドライバー・従業員の交通安全意識を一層高めるため、是非とも事業所独自で従業員表彰等の企画検討をお願い致します。</p>
後援	<p>国土交通省中部運輸局</p> <p>愛知県警察本部</p> <p>自動車安全運転センター愛知県事務所</p> <p>一般財団法人愛知県交通安全協会</p> <p>中部交通共済協同組合</p>

そ の 他	<p>○退職等で5名未満になったチームは、公正を図るため未達成扱いとします。</p> <p>○達成状況確認時において免許の取消・失効等が確認された参加者が所属するチームは、未達成扱いとします。</p> <p>○事故違反歴照会時に免許証番号の記載ミスが発覚した場合、表彰の対象外となる可能性があります。</p> <p>○「運転記録証明書」取得助成は平成28年度で終了しました。 ご利用の皆様は、トラック・セーフティ・ラリーへご参加下さい。</p> <p>○同ラリーには、現在有効な運転免許証を有しており、申請書記入の際には、免許証番号の正確な記入と申請者氏名については、省略することなく丁寧に記載をお願いいたします。</p>
-------	--

【重点実施項目】

1. 飲酒運転ゼロ！！
2. 運転中のながらスマホ・携帯電話禁止
3. シートベルト着用

年 度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
飲酒運転	9件	4件	9件	8件	5件	10件	10件	1件	8件	6件

飲酒等交通違反発生状況（ラリー期間中）

【申込書送付先・問合せ先】

支 部	電 話 番 号	所 在 地
名古屋第一支部	(052) 871-1191	〒467-8555 名古屋市瑞穂区新開町12-6 ※名古屋第二、知多支部については、事務所移転に伴い4月1日からの新住所、新電話番号となっています。
名古屋第二支部	(052) 825-3650	
名古屋第三支部	(052) 871-1923	
名古屋第四支部	(052) 871-1924	
知 多 支 部	(052) 825-3651	
尾 東 支 部	(0568) 75-0543	〒485-0039 小牧市外堀3-52 (尾東トラック輸送サービスセンター 内)
尾 西 支 部	(0587) 23-3811	〒492-8002 稲沢市赤池居道町89-1 (尾西トラック輸送サービスセンター 内)
西 三 支 部	(0564) 31-8544	〒444-0905 岡崎市宇頭町字久屋名1-2 (西三河トラック輸送サービスセンター 内)
東 三 支 部	(0532) 32-2611	〒441-8075 豊橋市神野ふ頭町1-9 (東三河トラック輸送サービスセンター 内)

※申請書につきましては、愛知県トラック協会ホームページからもダウンロードできます。

トラック・セーフティー・ラリー参加申込書・運転記録証明書交付申請書

委任状(申請者一覧)

(代理人) 法人名
(事業所名) 一般社団法人愛知県トラック協会

役職・氏名 会長 寺岡 洋一

私たち、セーフティーラリー参加者は、代理人及びチーム代表者に運転記録証明書の交付申請手続き及び証明書受領にかかる一切の事務を委任しました。

また、自動車安全運転センターが証明書の内容を交通事故防止の為統計分析資料の作成に使用し提供すること、並びに無事故無違反運動のチーム結果を代理人及びチーム代表者に通知することについても同意いたします。

※免許証番号の間違いや走り書きは結果の照会が大きく遅延し、表彰対象から外れる恐れがあります。また、不備等により4名以下となったチームは未達成扱いとなり達成率が下がります。ご注意ください。

No.	整理番号 (記入しないで下さい)	免許番号	ふりがな 申請者氏名	印	生年月日	委任年月日
1					昭平	
2					昭平	
3					昭平	
4					昭平	
5					昭平	

センター使用欄
(記入しないで下さい)

無事故無違反運動
のチーム結果

達成・未達成

4名以下では参加出来ません

キ
リ
ト
リ
線

〒
会社所在地 _____

送付先
(※上記と同じ場合は空欄) _____

会社名 _____

営業所名 ※ _____

チーム名 _____

チーム代表者名 _____

連絡先担当者 _____

電話番号 _____

FAX番号 _____

※営業所名については、認定証を営業所ごとに希望される場合のみご記入ください。

自主確認欄

- 申請者全員が同意した
- チーム名を記載した
- 免許証番号 氏名 生年月日 委任年月日を記載した
- 全員の押印(シャチハタ可。サイン不可)が揃った
- 会社名、所在地、支部名など記載ミスはなかった

所属支部名：

事務局使用欄 (K ・ T)

令和元年度「交通安全表彰」について

一般社団法人愛知県トラック協会

この表彰は平成 15 年度に制定された表彰です。

この度、令和元年度の被表彰会員の選考資料となる「交通安全表彰に係る報告」について案内します。報告書は交通安全活動状況・交通事故状況を記入のうえご提出をお願いします。

記

1. 提出先 **所属している支部**
2. 提出期間 **令和2年4月1日(水) ~ 4月9日(木)**
3. 表彰の規定

(1) 表彰種別と候補者

(ア) 交通安全功勞表彰

この表彰は表彰対象期間に積極的に交通安全活動に取り組み、他の模範となる会員、または支部・地域等において実施される交通安全活動に積極的に参加している会員を候補者とします。

候補者は各支部において選考、推薦が行われます。

※ 交通安全活動とはトラック安全デー活動、交通安全県民運動、各自治体、警察署等が実施する交通安全に係る諸行事、または会員独自の活動を指します。

(イ) 無事故表彰

この表彰は無事故の継続を目的に表彰対象期間に交通事故が発生しなかった会員を候補者とし、無事故期間に応じて表彰します。

※ 交通事故とは、死傷事故、重大な物損事故（損害額は、30 万円以上）を指します。

《無事故認定（1 年間）》

表彰対象期間の末日にあたる令和 2 年 3 月 31 日を以って無事故期間 1 年の会員の方が対象になります。

※ 複数の営業所をお持ちの場合でも全営業所を通して無事故の場合のみ無事故認定の対象となりますのでご了承下さい。

《10年連続無事故特別賞》

無事故認定が連続10回（年）目に当たる会員の方が対象です。平成22年度～

《交通安全金賞》

無事故認定が連続7回（年）目に当たる会員の方が対象です。平成25年度～

《交通安全銀賞》

無事故認定が連続5回（年）目に当たる会員の方が対象です。平成27年度～

《交通安全銅賞》

無事故認定が連続3回（年）目に当たる会員の方が対象です。平成29年度～

(2) 表彰対象期間

平成31年4月1日～令和2年3月31日

(3) 表彰受賞者の決定

支部長からの推薦を受けた功労表彰候補者、10年連続無事故特別賞、交通安全金賞、交通安全銀賞、交通安全銅賞及び無事故認定候補者について、交通対策委員会で選考し常任理事会の議を経て決定します。

(4) 表彰の時期

6月に開催される当協会通常総会の場で行います。

交通安全活動等実施報告書

令和 2 年 月 日

一般社団法人 愛知県トラック協会 会長 様

報告者

支 部 名

会 社 名

代表者名

㊞

表彰対象期間における交通安全活動状況を報告します。
交通事故状況を

<p>活 動 内 容</p> <p>(表彰対象期間内に交通安全活動を実施した場合は、写真を添付し内容を詳細に記入)</p>	
<p>表 彰 対 象 期 間 における事故の有無</p>	<p>あ り / な し</p>
<p>無 事 故 自 認 書 欄</p> <p>(平成 15 年度分以後、無事故認定証の授与を受けられている場合は、期間分全ての写しを添付)</p>	<p>当社は、平成 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 3 1 日までの間、無事故であったことを自認いたします</p> <p>会 社 名</p> <p>代 表 者 名</p> <p>㊞</p>

キ
リ
ト
リ
線

【業務課からのお知らせ】

・愛知県内事故状況(2020年2月27日現在)

	【2月】			【年計】		
	件数	死者数	負傷者数	件数	死者数	負傷者数
発生数	2181	10	2625	4409	27	5327
前年比	-200	-2	-230	-464	8	-491
増減率(%)	-8.4	-16.7	-8.1	-9.5	42.1	-8.4

支部地域別死者数

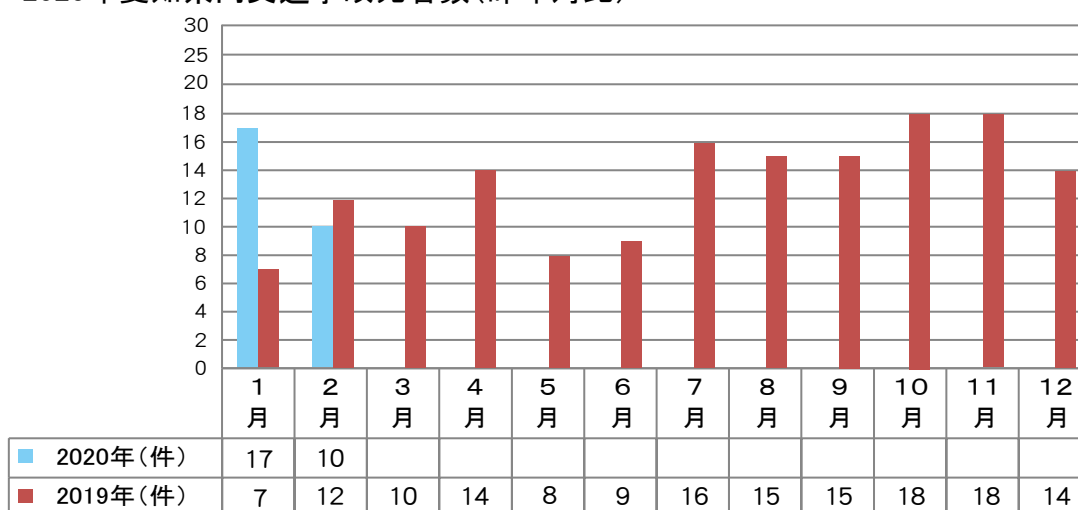
	【2月】									
	第一	第二	第三	第四	尾東	尾西	知多	西三	東三	高速
年計	2	1	1	1	4	3	4	9	2	0
前年比	2	-2	0	1	2	-1	2	5	-1	0
支部月計	1	0	0	1	3	0	1	4	0	0

愛知県内事業用貨物自動車死亡事故発生数

	【2月】		【年計】	
	件数	死者数	件数	死者数
事業用	3	3	4	4
会員※	2	2	3	3
第一原因※	1	1	1	1

※事業用の内数。第一原因数は自己調査の進捗により、変更になる場合があります。

・2020年愛知県内交通事故死者数(昨年対比)



～標準貨物自動車運送約款等の手続きについて～

先般、商法及び国際海上物品運送法の一部を改正する法律の施行に伴い、商法改正の趣旨を反映させるべく標準貨物自動車運送約款等が改正されました。

改正に伴い、旧約款を使用している場合行政に対して下記の手続きが必要になります。

※手続きが完了していない会員事業者はお早めに手続きをお願い致します。

①新標準貨物運送約款を営業所等への掲示

②運賃及び料金の変更届出(トラック協会ホームページよりダウンロード可能です。)

※未手続きの場合、行政処分の対象となることがあります。

[問い合わせ先] 愛知県トラック協会 業務課 TEL 052-871-1922

軽油価格調査

(愛ト協調へ)

2 月 末 調 査

単 純 集 計

(単位：円)

購入形態	ス タ ン ド			ロ ー リ ー			カ ー ド			合 計		
	最 高	平 均	最 低	最 高	平 均	最 低	最 高	平 均	最 低	最 高	平 均	最 低
価 格	120.00	104.70	96.50	106.00	93.70	89.30	127.00	110.80	103.00	127.00	100.10	89.30

月 間 購 入 量 別 集 計

月間購入量	ス タ ン ド			ロ ー リ ー			カ ー ド			合 計		
	最 高	平 均	最 低	最 高	平 均	最 低	最 高	平 均	最 低	最 高	平 均	最 低
30kℓ未満	120.00	109.00	105.00	92.50	91.50	90.50	127.00	114.80	108.30	127.00	107.30	90.50
30～50kℓ未満	101.50	98.80	96.50	106.00	98.20	93.70	—	—	—	106.00	98.50	93.70
50～100kℓ未満	101.40	101.40	101.40	99.00	93.00	89.30	112.10	107.50	103.00	112.10	96.10	89.30
100kℓ以上	110.50	110.50	110.50	96.50	93.10	90.50	105.00	105.00	105.00	110.50	98.00	90.50

支 払 期 限 別 集 計

支払期限	ス タ ン ド			ロ ー リ ー			カ ー ド			合 計		
	最 高	平 均	最 低	最 高	平 均	最 低	最 高	平 均	最 低	最 高	平 均	最 低
30日未満	120.00	106.50	97.50	99.00	94.70	91.20	127.00	114.80	108.30	127.00	104.60	91.20
30～60日未満	110.50	103.30	96.50	106.00	93.60	89.30	112.10	106.70	103.00	112.10	98.00	89.30
60日以上	—	—	—	90.50	90.50	90.50	—	—	—	90.50	90.50	90.50

※上記価格のうちには、購入先から未請求のため、調査時点で判明している価格をご回答頂いたものを含みます。
なお消費税は含まれておりません。

軽油価格推移表

(単位：円)

購入形態	月 別	ス タ ン ド			ロ ー リ ー			カ ー ド			
		最 高	平 均	最 低	最 高	平 均	最 低	最 高	平 均	最 低	
平成31年	2月	128.50	105.70	96.00	116.50	95.00	90.20	120.00	103.10	94.80	
	3月	119.50	107.70	98.50	119.50	98.00	93.90	123.00	106.40	98.00	
	4月	122.50	109.50	101.00	122.50	100.30	95.50	127.00	109.20	101.00	
	令和元年	5月	125.70	109.90	101.50	125.70	101.60	97.40	129.50	112.40	107.90
		6月	119.00	106.00	94.00	103.60	95.40	91.40	129.50	109.60	103.40
		7月	119.00	104.90	94.50	101.00	95.30	92.70	124.50	106.60	99.50
		8月	114.00	103.10	92.50	102.00	93.70	90.40	124.50	106.20	99.10
		9月	114.00	103.80	94.00	99.00	93.30	90.80	122.00	104.00	94.70
		10月	111.00	102.20	92.00	100.00	93.70	90.90	121.00	106.80	101.30
	令和2年	11月	116.00	103.00	96.00	101.00	94.60	90.00	121.50	105.60	100.00
		12月	112.50	104.00	96.50	103.00	96.10	89.00	105.50	103.70	102.00
	令和2年	1月	120.00	107.40	99.10	105.00	98.80	94.30	124.00	106.90	96.50
2月		120.00	104.70	96.50	106.00	93.70	89.30	127.00	110.80	103.00	

愛知県内在籍自動車数

(令和元年12月末)

用途別及び車種別		業態別		計	対前月 増減数	対前年比		
		自家用	事業用			増減数	比率	
貨物	普通	81,550	69,018	150,568	302	3,435	102.3	
	小型	四輪	259,465	3,809	263,274	-90	1,414	100.5
		三輪	17	0	17	0	-1	94.4
	被牽引車	901	14,445	15,346	44	545	103.7	
	軽自動車	四輪	334,236	14,919	349,155	-246	-1,232	99.6
		三輪	83	0	83	0	-2	97.6
小計	676,252	102,191	778,443	10	4,159	100.5		
乗合	普通	1,269	3,799	5,068	25	53	101.1	
	小型	4,666	899	5,565	-16	44	100.8	
	小計	5,935	4,698	10,633	9	97	100.9	
乗用	普通	1,550,656	1,076	1,551,732	3,046	32,464	102.1	
	小型	1,365,810	7,867	1,373,677	-1,501	-33,449	97.6	
	軽自動車	1,295,687	50	1,295,737	-293	18,418	101.4	
	小計	4,212,153	8,993	4,221,146	1,252	17,433	100.4	
特種 (殊) 用途	普通	39,530	16,174	55,704	52	660	101.2	
	小型	四輪	6,499	837	7,336	-7	-16	99.8
		三輪	1,433	0	1,433	-7	94	107.0
	大型特殊	18,770	201	18,971	-4	21	100.1	
	軽自動車	7,404	836	8,240	-13	-93	98.9	
小計	73,636	18,048	91,684	21	666	100.7		
二輪	小型二輪	111,000	23	111,023	113	1,132	101.0	
	軽二輪	軽二輪	106,495	103	106,598	14	1,936	101.8
		その他	27	0	27	0	0	100.0
	小計	217,522	126	217,648	127	3,068	101.4	
総合計		5,185,498	134,056	5,319,554	1,419	25,423	100.5	

	登録自動車数	小型二輪車数	軽自動車数	合計
名古屋	1,550,386	46,932	651,775	2,249,093
西三河	816,675	28,097	448,224	1,292,996
尾張小牧	723,706	22,582	402,274	1,148,562
豊橋	357,924	13,412	257,567	628,903
合計	3,448,691	111,023	1,759,840	5,319,554

- 【注】 1. 全国総合計 両 (令和元年10月末現在)
 2. 全国総合計 (軽自動車を除く) 49,131,236 両 (令和元年12月末現在)
 3. 乗合自動車の区分

- (1) 普通=普通自動車で乗車定員30人以上のもの。
 (2) 小型=普通自動車で乗車定員11人以上29人以下のもの。

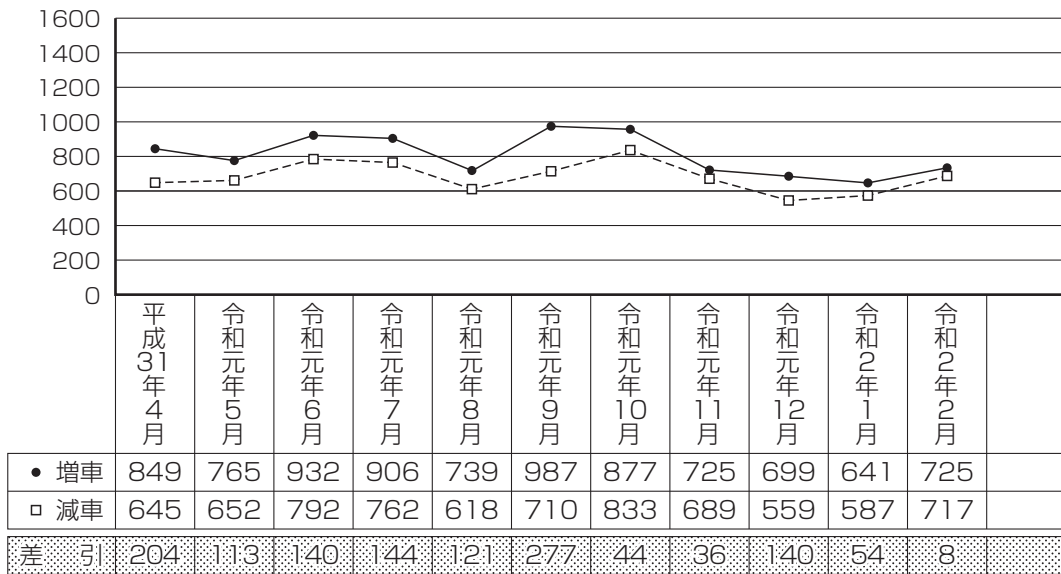
及び小型自動車で乗車定員11人以上のもの。

(中部運輸局 愛知運輸支局資料による)

一般貨物自動車増減車動向について

資料提供：愛知運輸支局

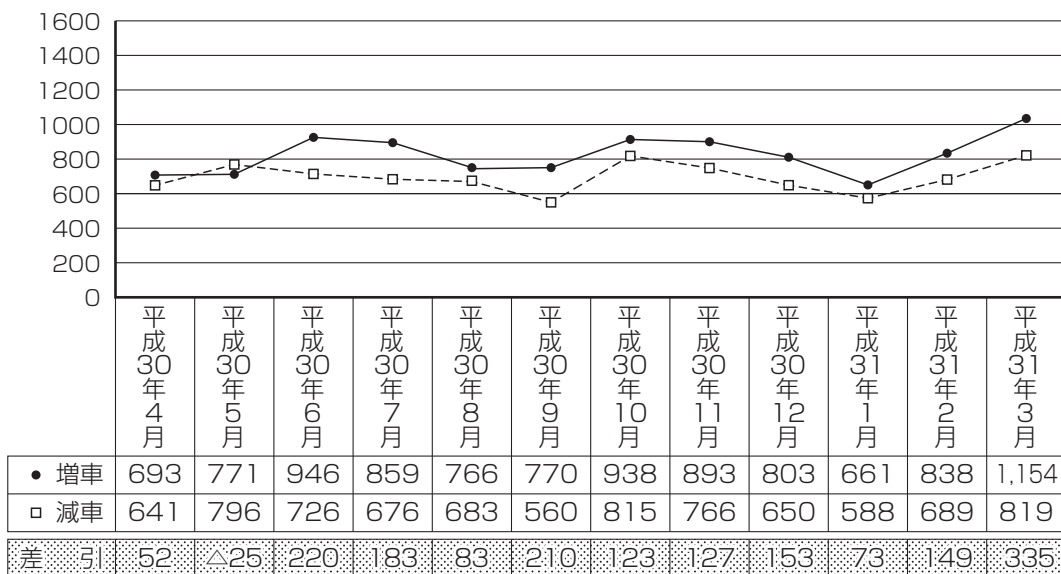
令和2年2月の増減車



令和元年度増減車(2月)

増車	8,845両
減車	7,564両
差引	1,281両

平成30年4月～平成31年3月の増減車



平成30年度増減車(4月～3月)

増車	10,092両
減車	8,409両
差引	1,683両

支部行事

3

月

名古屋第一支部

(25日) 役員会

名古屋第三支部

(10日) ゼロの日街頭活動

(19日) 西4区パトロール

(30日) ゼロの日街頭活動

西三支部

(6日) 西尾部会 役員会

(11日) 刈谷部会 役員会

(18日) 豊田部会 役員会、定例会

(23日) 安城部会 役員会

(26日) 岡崎部会 役員会

(27日) 碧南部会 役員会

尾東支部

(27日) 瀬戸旭・守山部会 役員懇親会

東三支部

(10日) 東三支部 定例会

(14日) 新城南北設楽陸運協会 定例会

(21日) 田原陸運協会 定例会

尾西支部

(17日) 第一班 役員会

(25日) 役員会

知多支部

(14日) 陸青会 研修会

(26日) 支部 理事会

新型コロナウイルスに係る予防・まん延防止の徹底について

国土交通省及び全ト協より下記周知依頼がありました。会員の皆様におかれましても下記URLに記載の対策に従い、予防・まん延防止徹底にご協力下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

また、従業員に新型コロナウイルスの感染が確認された場合には、速やかに各運輸局に対し報告いただくようお願い致します。

◆首相官邸ホームページ『新型コロナウイルス感染症に備えて』

<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>

2 月中の活動状況

海上コンテナ部会（山本部長）

○全日本トラック協会正副部長会議（石川副部長）

月 日：令和2年2月3日（月）

場 所：東京第一ホテル 新橋

議 題：1) 国際海上コンテナ輸送に関する課題について
2) その他

○実務委員会三役会・タグ委員会（服部実務委員長）

月 日：令和2年2月4日（火）

場 所：名海運輸作業株 西二区配車センター

○中部運輸局自動車交通部長訪問（山本部長）

月 日：令和2年2月4日（火）

場 所：中部運輸局

○実務委員会（服部実務委員長）

月 日：令和2年2月19日（水）

場 所：木材会館

議 題：1) ターミナルコンテナ取扱量の推移
2) 次期RFIDタグ委員会報告
3) 入会規約の改正について
4) 今後の日程

○広報チーム打合せ（中西チームリーダー）

月 日：令和2年2月19日（水）

場 所：木材会館

議 題：部会HPリニューアル・部会冊子作成等

○法令チームとの打合せ（鈴木チームリーダー）

月 日：令和2年2月19日（水）

場 所：木材会館

議 題：特殊車両講習会について

○三井E&S株式会社との打合せ（山本部長）

月 日：令和2年2月20日（木）

場 所：名海運輸作業株 本社

内 容：現RFIDタグの保守料について

○西部臨海工業地帯安全輸送協議会（服部実務委員長）

月 日：令和2年2月21日（金）

場 所：西部臨海地区内、木材会館

内 容：パトロール 及び 会議

議 題：1) 蟹江警察署からの報告
2) 愛知運輸支局からの報告
3) 名古屋国道事務所からの報告
4) 名古屋港管理組合からの報告
5) 愛知県トラック協会からの報告

○実務委員会三役会（服部実務委員長）

月 日：令和2年2月26日（水）

場 所：名海運輸作業株 西二区配車センター

議 題：現RFIDタグの保守料について

○安全チームとの打合せ（堀田チームリーダー）

月 日：令和2年2月28日（金）

場 所：木材会館

議 題：特殊車両講習会について

青年部会

愛知県トラック協会 青年部会

○令和元年度（公社）全日本トラック協会青年部会 全国大会へ参加 ○



会場全景



講演：(株)MTG 取締役会長 大田嘉仁 氏

令和2年2月21日（金）、京王プラザホテル（東京都新宿区）にて令和元年度（公社）全日本トラック協会青年部会 全国大会が開催され、全国から750名が一堂に会し、研修・交流を行いました。

研修会では、「青年経営者等による先進的な事業取り組みに対する顕彰」の発表及び授与や、活動報告、そして、日本航空(株) 元専務執行役員で、(株)MTG 取締役会長の大田嘉仁 氏をお招きし、「働く意識を変えるーJAL 再生から学ぶ経営者」をテーマに講演頂きました。

また、研修会終了後、大規模な懇親会が設けられ、盛会のうちに終了しました。

●4月の活動予定

- 7日（火） 第1回総務委員会
- 8日（水） 第1回事業委員会
- 9日（木） 第1回研修委員会
- 15日（水） 第1回三役会・第1回理事会

青年部会 会員募集中！

青年部会とは？

愛知県トラック協会の会員事業者で、50歳以下の経営者、もしくはこれに準ずる方で構成されており、研修セミナーや各イベントを部会員自ら企画・実行することにより、自己研鑽を行っています。

また、部会員相互の情報交換、交流などを密に行うことにより、青年部会ならではのネットワークを形成し、事業に役立てています。



全日本トラック協会HPに青年部会ページができました
http://www.jta.or.jp/sub_index/seinen.html

全国、各県の青年部のお知らせが載りますので、是非ご覧ください。どなたでも閲覧可能です。

愛知県トラック協会 女性部会のご案内

当部会では、女性経営者や女性幹部の方などを対象に
部会員を常時募集しています。
私たちと一緒に活動してみませんか？

目的

本会は女性経営者及びそれに準ずる者等が結集し、交流の輪を広げ、
研鑽を重ねて資質の向上を図りながら協会活動に積極的に参画し、
業界の社会的地位を高めることに寄与することを目的とする。 (会則第2条)

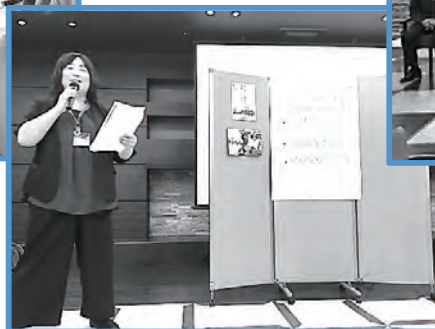
部会会員数

37社 38名 (令和元年10月現在)

代表者

部会長 竹市 五倫 (稲沢運輸株式会社 代表取締役)

中部ブロック研修会



愛知、静岡、福井、三重県の女性部会員56名が参加され、日本PMIコンサルティング(株)小坂氏の講演後、グループディスカッションを行い、女性経営者、管理者ならではの悩みを発表しました。研修会は、盛会のうちに終了。交流会では、中部運輸局長様をはじめ、多数のご来賓に御参加いただき交流を深めました。

会費

年会費 12,000円

問い合わせ先

愛知県トラック協会女性部会事務局 〒467-8555 名古屋市瑞穂区新開町 12-6
《TEL》052-825-5000 《Eメール》ata-female@aitokyo.jp

陸 災 防

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 愛知県支部

第36回陸上貨物運送事業 労働災害防止大会の開催



「第35回陸上貨物運送事業労働災害防止大会」が去る令和2年2月17日（月）名古屋国際会議場レセプションホールにおいて、約150余名の会員事業場及び関係者の参加をいただき開催されました。

第一部では主催者を代表して、青木支部長が開会挨拶を行い、引き続き、安全衛生活動に顕著な功績があった事業所表彰の優良賞3事業場をはじめ、進歩賞3事業場、個人表彰では、功労賞7名、功績賞41名の方々にたいする表彰が行われました。

表彰終了後、来賓の愛知労働局・黒部部長、愛知県警察本部・渡邊戦略室長、中部運輸局愛知運輸支局・平谷支局長、陸災防本部・横尾事務局長の各氏よりご祝辞をいただき、災害防止に向け、事業主自ら先頭に立った具体的な取り組みについての要請がありました。

続いて、愛知県トラック協会青年部会部会長・細江社長より労働災害の重要性を再認識し、「より一層努力を重ねていく」ことを誓う『大会宣言』を提案し、出席者の満場一致で採択されました。

第二部では下記の特別講演を実施し、盛況裡のうちに大会を終了しました。

『荷主のハートをわしづかみ！

手ごたえありの物流提案戦略』

講師 仙石 恵一 氏

【Kein 物流改善研究所代表・ロジスティクスコンサルタント】

第 3 6 回 愛知県陸運労災防止大会安全衛生表彰名簿

事業場表彰 優良賞(3事業場)

事業場	支部名	事業場	支部名
(株)名菱運輸	名古屋第一支部	加藤運送(有)	名古屋第二支部
(有)南陽運送	名古屋第三支部		

事業場表彰 進歩賞(3事業場)

事業場	支部名	事業場	支部名
(株)OTSUKA	名古屋第四支部	エーデン流通(株)	尾東支部
駒運輸機工(株)	尾西支部		

個人表彰 功労賞(7名)

氏名	事業場	氏名	事業場
福田一彦	大西運輸(株)	奥村昌秋	タイトートラックス(有)
嶋田聖志	大興運輸(株)	前田正義	東山(株)
西村俊一	大昇運輸(株)	森忠弘	丸半運輸(株)
青山直嗣	タイトートラックス(有)		

個人表彰 功績賞(41名)

氏名	事業場	氏名	事業場
増田憲治	青葉運輸(株)	山田直樹	中京陸運(株)
古井戸昭広	青葉運輸(株)	末松重一	中京陸運(株)
村瀬由剛	(有)稲垣運輸	張岳敬徳	中京陸運(株)
榎戸誠司	(株)オータカ流通	野々垣利夫	中日運送(株)
大島明	(株)大杉運輸	伊藤吉宏	中日運送(株)
佐藤静彦	大竹運輸(株)	長谷川裕一	(有)都築産業
富田義仁	大竹運輸(株)	野村利雄	東山物流(株)
角谷政隆	大竹運輸(株)	松尾正好	東山物流(株)
東信明	大竹運輸(株)	岡本敏治	東山(株)
齋藤康博	大西運輸(株)	梅村健治	東山(株)
竹下憲一	加藤機工(株)	仲嶺真樹	トラックス(株)
宇藤一昭	加藤機工(株)	山本達也	トラックス(株)
堀江康裕	加藤機工(株)	伊藤正太	日本通運(株)
内藤雅光	加藤機工(株)	安田義浩	(株)パスコ・エクスプレス
馬場豊茂	鬼頭運輸倉庫(株)	田中宣善	(株)引越社
伊豫田剛	(株)サンワ	中村人司	(株)引越社
大森康広	(株)スリーエス物流	渡辺健一	(株)引越社
徳田浩利	大興運輸(株)	橋本浩治	森洋運輸(株)
河澄知幸	タイトートラックス(有)	山本英男	菱東運輸(株)
中道秀次郎	タイトートラックス(有)	長畠靖尚	菱東運輸(株)
太田敦彦	中京陸運(株)		

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の 成功のためには皆さんの協力が必要です 東京圏の**混雑緩和**にご協力下さい

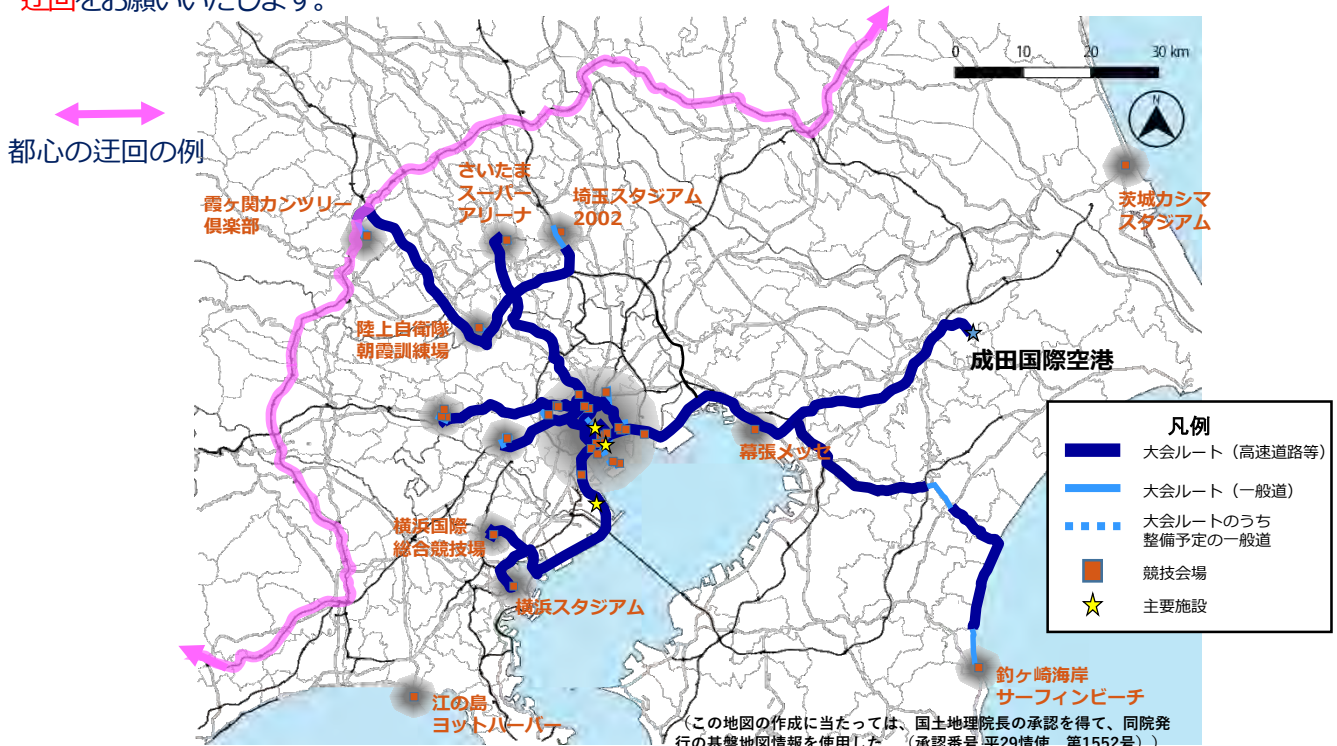


©Tokyo 2020

約1,300万人が暮らす東京を中心に、延べ1,000万人以上が訪れ、1日あたり、首都高の車が約7万台増加・最大約80万人の観客等が鉄道を利用します。

1 都心の通過はお控えください

東京2020大会期間中には、一般交通に大会関係車両が加わることで、何も対策を行わなければ、首都高の渋滞は現況の2倍近くになる見通しです。東京圏では、首都高を中心に、大会関係者が通る大会ルートが設定されています。大会関係者の円滑な輸送のため、首都高や都心に向かう**一般道の使用を控え**、**圏央道などへの迂回**をお願いいたします。



こんな方は、ぜひ迂回をご検討ください。

- ◆ 発着地が東京圏にはなく、東京圏を通過される方（例：北関東⇔名古屋・大阪ルート）
- ◆ 発着地が外環と圏央道の間にある方

2 東京圏に配達する荷物は夜間（22時～6時）に

東京圏に発着する荷物の配達時間について、大会による影響が少ない夜間（22時～6時）へのシフトをお願いいたします。

※詳しくはウェブサイトへ

2020TDM推進プロジェクト <https://2020tdm.tokyo>



東京2020大会の主な交通対策

交通規制など

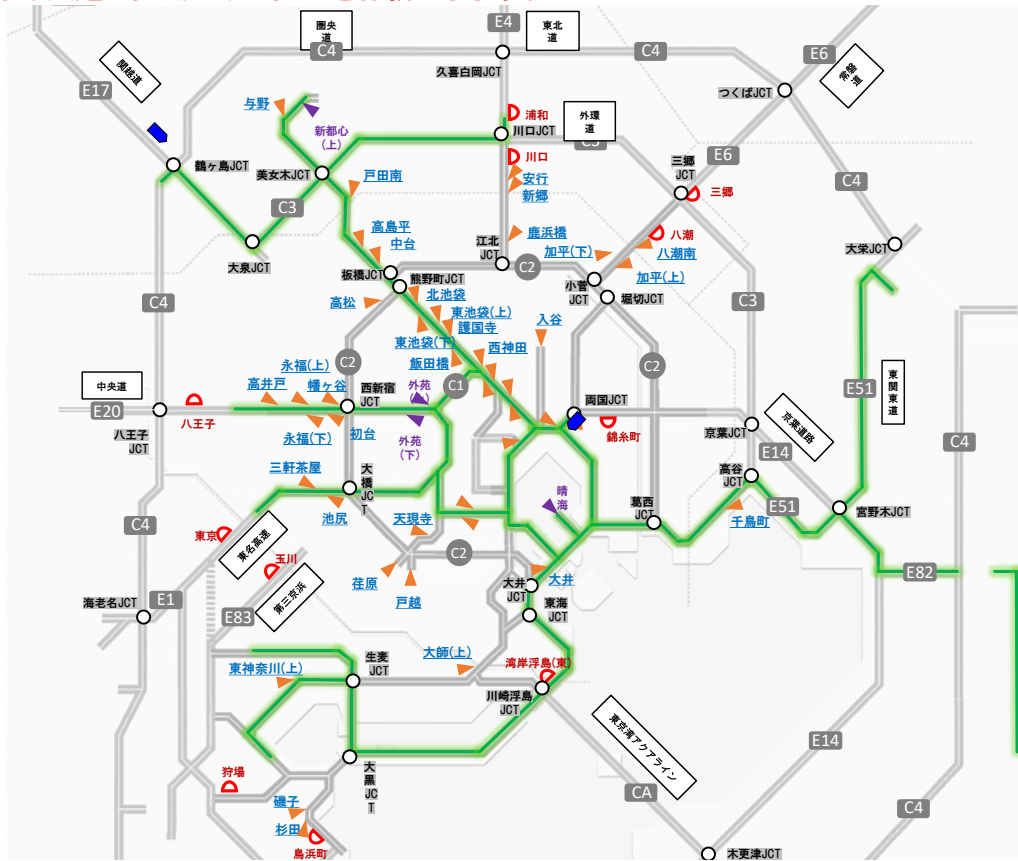
▼会場周辺交通対策はこちら



- ① 高速道路：本線料金所におけるブース制限や入口閉鎖等
- ② 一般道：大会関係者専用レーン・優先レーンの設置、信号調整、会場周辺での車両通行禁止等

(参考) 夏の試行時 (2019年7月26日) における交通規制

夏の試行時には、下図のとおり首都高を中心に入口閉鎖など大規模な交通規制が実施されました。大会期間中の交通量削減へのご協力をお願いします。



【凡例】 — ORN (大会ルート) ○ 本線料金所 (ブース制限) ▼ 終日閉鎖入口 ▶ 閉鎖入口 ■ 本線車線規制

- ※ 大会期間中の交通対策の実施内容は、上記の図と異なることがあります。
- ※ 渋滞の悪化が見込まれる際には、入口閉鎖箇所の追加、本線車線規制、区間通行止め等を行う場合があります。

首都高の料金施策について

夜間の料金割引及び都内区間におけるマイカー等の日中時間帯の料金上乗せを実施します。

適用期間：7月20日(月)～8月10日(祝) 8月25日(火)～9月6日(日)

	時間帯	料金	対象
夜間割引	0時～4時	5割引	ETC搭載車
料金上乗せ	6時～22時	1,000円 上乗せ	マイカー等※

※ 事業用車両、物流車両等は料金上乗せ対象外です。
障がい者、福祉車両は事前申請すると料金上乗せ対象外となります。
(東京都への申請が必要です。)

料金施策の詳細は、[首都高のHP等](#)でご確認ください。

2020 首都高

検索

東京2020公式ウェブサイト

<https://tokyo2020.org/jp/games/transportation/>



2020TDM推進プロジェクト

<https://2020tdm.tokyo>





トラックの保険なら 中交協が絶対おすすめ!

次の要件を備えた方にご加入いただけます。 ※ご加入には、一定の出資払い込みをしていただきます。

- ① 貨物自動車運送事業法に基づく貨物自動車運送事業を営む方
- ② 中交協の事業地区(愛知県・福井県・石川県・富山県・静岡県・岐阜県)内に事業所を有する方



おすすめ
ポイント

1 サポート体制が整っているから安心!

豊富な事故防止サービスで事故の根絶に努めています

- 法定義務講習 ■ 法定義務適性診断(国土交通省認定) ■ 事故防止機器等助成
- 一般講習 ■ 一般適性診断(巡回型・可搬型) ■ 個別講習会等の安全運転コンサルティング

おすすめ
ポイント

2 共済掛金がだんぜんお得!!

割引制度が充実しているから、掛金が割安。また、新規加入契約時に損害保険会社の優良割引がある方は、一定の条件により、準用することもできます。

各種
割引
制度

優良割引
組員ごとに契約車両数により
1%~75%割引
299両以下の場合
最高**65%割引**

一括契約割引
該当する共済種類ごとに
5%割引

多数契約割引
共済種類ごとに契約車両数により
1%~10%割引

自賠償共済
セット割引

当組合の
自賠償共済契約がある
対人共済から

2%割引

おすすめ
ポイント

3 幅広い業務を行っているので 組合員様のニーズにぴったり合った商品が選べる!

交通共済事業のほかにも、自賠償共済、また交通共済事業ではカバーしきれないリスクに備えるために損保の商品をご提案し組合員の皆様のリスクマネージメントをトータルに行っています。

 対人共済	 搭乗者傷害共済	 対物共済	 車両共済	 自賠償共済	 損害保険代理業
---	--	---	---	--	--

組合員特典

- 優良割戻制度(一定条件を満たした組合員が対象) ■ 配当制度(利益が生じたときは、出資配当・利用分量配当を実施)
- 優良組合員等表彰制度 ■ 商工中金の融資資格 ■ 無料法律相談
- 無料ロードサービス ※適用については条件(対象車両・補償範囲)があります。

SDGsへの取り組み

大気や水の汚染、オゾン層の破壊による温暖化など地球を取り巻く環境は悪化の一途をたどっています。人にも環境にも優しい「エコドライブ」を組合員の皆さまが推進されることで、SDGsゴールの実現に一歩近づくことが期待されます。

eco 地球にやさしい 貨物運送事業をめざして

7 エネルギーをみんなに
そしてクリーンに

急加速・急発進の禁止	ムダなアイドリングはストップ
日常点検・車両整備	法定速度の遵守

エコドライブの推進
~わたしたち貨物運送事業者にも出来ることがあります~

中部交通共済は組合員の皆さまとともにSDGsの達成に貢献します!

お問い合わせ・お申し込みは、下記までお気軽にお電話ください。

 中部交通共済協同組合 ホームページ <http://www.chukokyo.jp/>

名古屋第一事務所 TEL(052)715-5101 名古屋第二事務所 TEL(052)715-5102 豊橋事務所 TEL(0532)57-5188
 名古屋第三事務所 TEL(052)715-5103 名古屋第四事務所 TEL(052)715-5104 〒440-0886 豊橋市東小田原町48番
 〒460-0026 名古屋市中区伊勢山二丁目5番21号 セントラルレジデンス 202号





クリーンな排気ガス&石油代替エネルギー

エネルギー
セキュリティに
貢献

天然ガス自動車

は将来も安心してご利用いただけます。



大型天然ガストラック(車両総重量25t)



天然ガス小型バン

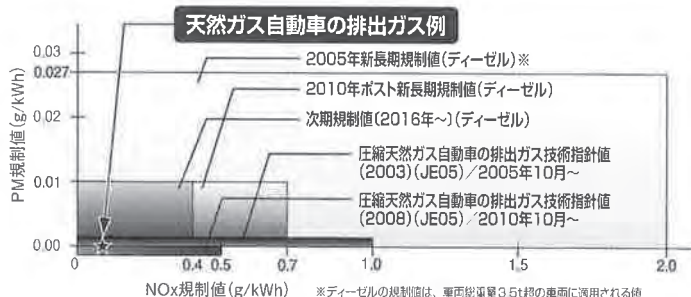


天然ガストラック

愛する地球の
未来のために
天然ガス自動車で走ろう



天然ガストラックはポスト新長期規制適合車です。
粒子状物質(PM)排出は0(ゼロ)です。

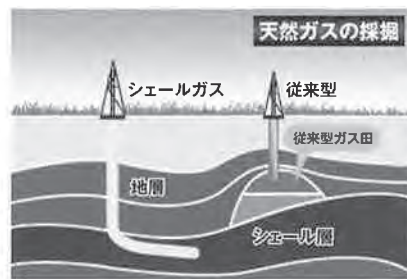


重量車(車両総重量3.5t超~12t以下)のNOx・PM規制値との関係

天然ガス自動車はエネルギーの強靱化に貢献します!

エネルギーの約98%を石油に依存する運輸分門において、天然ガストラックの導入は、トラック輸送の安定化と大規模災害時のセキュリティに貢献します。

天然ガスは世界各地に分布するため安定供給が可能で、シェールガス開発により可採年数も約250年に増大し、石油代替エネルギーとして注目を集めています。



シェールガスの採掘イメージ

【お問い合わせ】 東邦ガス株式会社 都市エネルギー営業部 営業第一G(天然ガス自動車担当)
〒456-8511 名古屋市熱田区桜田町19-18 TEL052-872-9356/FAX052-872-9766

